

2020年1月16日

証人尋問要点解説資料

(2019年10月25日付け奈良地裁提出 証拠申出書より)

- 1 証人 相澤 冬樹 (同行 尋問時間45分) 担当弁護士 白井啓太郎・松本恒平

(立証趣旨)

本件訴訟において、原告らは被告NHKに対し、報道番組について放送法4条を遵守して放送をする義務があること、またNHKが定めた「国内番組基準」を遵守して放送する義務があることの確認を求めている。

そして、国民の知る権利ないし投票の自由を侵害するおそれのあるニュース報道番組が放送され、他の手段でそれを是正することが困難な状況が一定継続している場合、本件訴訟の確認の利益が認められると主張している。

したがって、国民の知る権利ないし投票の自由を侵害するおそれのある報道番組が放送されている事実について主張・立証する必要がある。

また、原告らはNHKに対し、NHKが放送法4条に違反した報道番組を放送し、また「国内番組基準」を遵守しない報道番組を放送しているとして、損害賠償を請求している。

したがって、NHKが放送法4条に違反した報道番組を放送し、また「国内番組基準」を遵守しない報道番組を放送している事実について主張・立証する必要がある。

この点、証人は、1987年にNHKに入社し、2018年8月に退職するまで、31年間にわたってNHKの報道に携わってきた人物であり、NHKにおいて、国民の知る権利ないし投票の自由を侵害するおそれのある報道番組が放送されている事実について十分な知見を有している。

また、NHKが放送法4条に違反した報道番組を放送し、また「国内番組基準」を遵守しない報道番組を放送している事実についても十分な知見を有しているといえる。

実際、証人は著書や講演などにおいて、政権にとって都合の悪いニュースに

ついて、目立たなくするような編集を加えて放送されたり、一部報道番組では放送されなかったりするなどの事実があったことを指摘している。また、他にもNHKが政権寄りの報道を行っている事実についても指摘している。

NHKが、政権にとって都合の悪いニュースを敢えて目立たなくするような編集を加えて放送したり、一部の報道番組で放送しなかったりするなど、NHKが政権寄りの報道を行っているとすれば、国民の知る権利ないし投票の自由を侵害するおそれのある報道番組を放送している蓋然性が高い。

さらに、NHKが上記のような報道を行っているとすれば、放送法4条や「国内番組基準」に違反する報道番組を放送していることになる。

証人の証言によって、NHKが国民の知る権利ないし投票の自由を侵害するおそれのある報道番組を放送している事実、また、放送法4条や「国内番組基準」に違反する報道番組を放送している事実を立証することができる。

本件訴訟において、証人の証人尋問は必要不可欠である。

(尋問事項)

- ① 証人の経歴
- ② 相澤証人がNHKで携わった報道番組において、政権にとって都合の悪いニュースはどのような扱いを受けたのか
- ③ NHKは政権寄りの報道を行っているのか。行っているとすれば、どのような理由なのか。
- ④ NHKが、「政治的に公平」ではなかったり、「意見の対立している問題について、できるだけ多くの論点を明らかにする」姿勢に欠けていたりする報道番組を放送したことはあるか。あるとすれば、具体的に、どのような放送を行ったのか。
- ⑤ その他本件に関する一切の事項

2 証人 小滝 一志 (同行 尋問時間 30分) 担当弁護士 辰巳創史
(立証趣旨)

本件訴訟において、原告らは被告NHKに対し、放送法4条を遵守して放送をする義務があることの確認を求めている。

そして、国民の知る権利ないし投票の自由を侵害するおそれのあるニュース報道番組が放送され、他の手段でそれを是正することが困難な状況が一定継続している場合には、本件訴訟の確認の利益が認められると主張している。

したがって、国民の知る権利ないし投票の自由を侵害するおそれのあるニュース報道番組が放送されている事実について主張・立証する必要がある。

この点、証人は、ディレクターとして40年近く勤務していたNHKの元職員であり、退職後は、「放送を語る会」のメンバーとして、20年近く番組ウォッチをしてきた。

証人が、詳細かつ客観的に行ってきた番組ウォッチの結果、NHKニュース報道が政権寄りに偏っており、放送法4条を遵守していないこと、それにより、国民の知る権利ないし投票の自由を侵害するおそれのあることが明らかになっている。

したがって、証人の証言により、上記の点を立証する必要がある。

(尋問事項)

- ① 小滝証人の経歴
- ② 放送を語る会について
- ③ 「政権寄り」と判断される具体的放送内容
- ⑤ その他本件に関する一切の事項

3 証人 稲葉 一将 (同行 尋問予定時間 4 5 分) 担当弁護士 今治周平
(立証趣旨)

証人は、名古屋大学大学院法学研究科の教授であり、日本公法学会、日本マスコミュニケーション学会等に所属している。証人は、行政法学者として放送法を研究してきたところ、本訴訟においては、「放送法 4 条 1 項各号により日本放送協会が負う義務の性質に関する意見書」(甲 1 9 6 の 1)を作成した。

被告は、本件確認訴訟につき、確認の利益がない、放送法 4 条 1 項各号は抽象的義務であるなどと主張して本案前の抗弁を主張するが、上記意見書は、①放送法 4 条 1 項各号は、主権者である個々の放送受信者と日本放送協会との具体的な法関係における日本放送協会の義務を一般的に確認した規定であること、②現在の法制度においては、個々の放送受信者が、直接、日本放送協会に対して、放送法 4 条 1 項各号を遵守する義務を負うことの確認訴訟を提起できなければならないから、本件確認訴訟は却下されるべきではないこと、③本件訴訟の本案審理において違法性の有無につき判断がなされるべきであることについて詳論し、被告の主張を正面から否定している。

上記意見書には、図表を用いて論じている部分もあるが、証人が具体的に証言することで論旨がより明確になること、本件確認訴訟が確認の利益を有するか否かは、極めて重要な論点であることから、証人の証言は必要不可欠である。

(尋問事項)

- ① 証人の経歴・研究内容、業績等
- ② 放送法 4 条 1 項各号の法的性質について
- ③ 本件確認訴訟の確認の利益について
- ④ 本件訴訟の本案審理の違法性判断について
- ⑤ その他本件に関する一切の事項について

4 証人 須藤 春夫 (同行 尋問予定時間30分) 担当弁護士 星 雄介
(立証趣旨)

証人は、法政大学名誉教授であり、社会学者としての立場から、本訴訟においては、NHKが公共放送として果たすべき健全で公正な市民社会の形成において、いかなる公共的価値のもとに実践されるべきかという社会的機能を論じた「意見書」(甲153の1)及び「補充意見書」(甲176)を作成した。

原告が、放送受信契約は有償双務契約であり、放送法4条1項各号は、視聴者国民との関係では法的具体的義務であると主張するのに対し、被告は、受信料は「特殊な負担金」であり、放送法4条1項各号は、倫理的義務あるいは一般的抽象的義務を定めたものにすぎないと主張する。

この点、意見書は、戦後の放送の発展に伴い、公共放送に関する理論やNHKをめぐる実態分析についての多くの論考の蓄積を参考にして、現代社会における公共放送の目指すべき目的と機能について明らかにし、近年のNHKの経営計画に盛り込まれた公共的価値は、放送を一方向の伝達メディアと捉え、視聴者との双方向性を追求する姿勢が弱いこと、とりわけ自主自律の確立と放送倫理の遵守が果たされておらず、NHKの公共的価値を実現するうえで視聴者との断絶があるために、NHKの放送実践に「視聴者の知る権利」を担っている視点が欠落している現状について批判している。

かかる分析は、NHKの公共放送としての役割から放送受信契約の法的性質、放送法4条1項各号の法的性質を解明するものであり、証人として採用することは不可欠である。

(尋問事項)

- ① 証人の経歴・研究内容、業績等
- ② 放送基本原則草案について
- ③ 「デジタル時代のNHK懇談会」報告について
- ④ 近年のNHKの経営計画の問題点について
- ⑤ BBC(英国放送協会)との比較検討について
- ⑥ その他本件に関する一切の事項

5 証人 永田 浩三 (同行 尋問予定時間 4 5 分) 担当弁護士 佐藤 真理
(立証趣旨)

証人は、元NHKの職員で、現在は武蔵大学社会学部メディア社会学科の教授であり、日本マスコミュニケーション学会に所属している。証人は、メディア社会学の専門家として、またNHKの放送現場でディレクター、プロデューサーとして番組制作にあたった経験から、NHKの報道番組が、政権から干渉を受け、政治的公平が歪められた事実、公共放送のあり方を論じた「意見書」(甲211の1)を作成した。

被告は、放送法4条1項各号に違反する報道がなされているとの原告の主張に対し、「否認する」というのみで、具体的な反論は一切していないが、上記意見書は、NHKの報道現場で実際に番組制作にあっていた証人が、実際に政権の干渉を受けて政治的公平が歪められた事実を論じ、最近のかんぽ生命保険の不正販売を報じた「クローズアップ現代+」をめぐる、日本郵政グループからの抗議に屈して、NHK経営委員会がNHKの上田会長に厳重注意するなど、自主自律に反し、放送法にも抵触する行動に及んだこと等が発覚したが、ETV2001番組改変事件の教訓が生かされていない実態が明らかとなった。

証人の経験した事実や、その後の研究活動等をふまえて、より詳細かつ具体的に法廷で証言することにより、放送法4条1項各号に違反した放送がなされている事実が明白になるのであり、証人の採用は不可欠である。

(尋問事項)

- ① 証人の経歴・研究内容、業績等
- ② ETV2001番組改編事件について
- ③ かんぽ生命保険の不正販売を報じた「クローズアップ現代+」について
- ④ 公共放送としてのNHKのあり方について
- ⑤ その他本件に関する一切の事項について

以上